

国有財産北海道地方審議会

第88回議事録

平成24年11月30日(金)

国有財産北海道地方審議会委員名簿（敬称略、五十音順）

小池 明夫	北海道旅客鉄道(株) 代表取締役社長
河野 明美	(株)キューブコーポレーション 代表取締役
近藤 龍夫	北海道電力(株) 相談役
坂井 文	国立大学法人北海道大学大学院工学研究院 准教授
堰八 義博	(株)北海道銀行 取締役頭取
中山 茂	一般社団法人北海道建設業協会 理事
浜田 美奈子	社会福祉法人札幌光陽会 理事
丸山 博子	丸山環境教育事務所 代表
万字 香苗	弁護士
三上 隆	国立大学法人北海道大学 理事・副学長
宮達 隆行	不動産鑑定士
三好 則男	(株)北海道新聞社 取締役経営企画局長
横内 龍三	(株)北洋銀行 代表取締役会長

(13名)

第 88 回国有財産北海道地方審議会

1. 開 会
2. 財務局長挨拶
3. 委員及び事務局職員紹介
4. 会長選出
5. 会長挨拶
6. 会長代理指名
7. 諮問事項審議
8. 報告事項
9. 財務局長謝辞
10. 閉会

1. 開 会

●佐々木管財総括課長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 88 回国有財産北海道地方審議会を開催いたします。

本日の進行役を務めさせていただきます北海道財務局管財総括課長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、委員総数 13 名のうち 9 名のご出席をいただいております。国有財産北海道地方審議会規則第 8 条に基づく定足数「委員の 2 分の 1」に達しておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2. 財務局長挨拶

●佐々木管財総括課長　それでは、初めに北海道財務局長の吉田からご挨拶申し上げます。

●吉田財務局長　吉田でございます。よろしくお願いいたします。

本日、皆様方には大変お忙しい中、出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から国有財産行政につきまして、また、財務行政全般にわたりまして、ご協力、ご理解をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、審議会は昭和 31 年から始まりまして、今回 88 回目ということになります。この間、委員の皆様には貴重なご意見を賜りまして、国有財産行政に役立たせていただいております。誠にありがとうございます。

本日審議をお願いする案件は、小平町に所在します国有地を公園敷地として小平町に対して時価売払及び無償貸付をする内容でございます。後ほど、事務局から詳しくご説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

本日は、せっかくですので、少し私どもが担当しております国有財産行政の最近の動向をお話しさせていただきます。

一つは、2年前に前回の審議会を開催したわけですが、そのときにもご報告しました「新成長戦略における国有財産の有効活用」というお話でございますが、あのときもご説明したとおり、国有財産につきまして、介護、子育て等の分野に有効活用していくと。これらの分野における施設整備に寄与することによって、地域の住民の皆様の生活に貢献していきたいと、こういうお話でございました。

この流れは、2年間何も変わっておりません。むしろ一生懸命、地域における連携としてやってきました。地方公共団体への積極的な情報提供はもちろんですが、更には地域の福祉の団体等にも、早期にかつ積極的に情報提供を直接しておりまして、介護施設、子育て支援の未利用国有地の有効活用をやってまいりました。

この点に関しましては、全国では二十数件、既に結果が出ているんですが、北海道ではまだ成約に至ったものはないんですけれども、今回もそういうふうな要望が寄せられている案件がございますので、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

それから、二つ目は東日本大震災の復興財源の話でございます。

国有財産行政におきましても、これに寄与していくということが求められておりまして、売却すべき財産は速やかに売却していくということなんですけど、実は先日、国家公務員の宿舎に関しまして削減計画というのが公表されております。この中では、宿舎の戸数で言うと、25%以上の削減ということでございますが、土地という観点から言えば、北海道では約900カ所ある住宅、この中で約半分、463の住宅を28年までに5年間で廃止していくということにしております。

従って、当然のことながら、これらは札幌をはじめとして都市部に多くが所在しておりますので、これらの財産につきましては、廃止次第、その跡地を有効活用していかなければいけないということになりますので、これによって地域の発展に貢献をするとともに、売却収入を確保し、復興財源にも寄与していきたいと、このように考えております。

それから、三つ目は前回の審議会にもお話ししたけれども、地域との連携強化という話でございます。

先ほどもお話ししたけれども、地方公共団体への未利用国有地等の積極的な情報提供、あるいは意見交換もやらせていただいております。引き続き公共団体との関係強化をやっていくわけですが、先ほどもお話しした福祉法人等へも意見交換をますますやっていきたい

と思っております。

この辺につきましては、幸い福祉法人等の団体におきましてもご理解をいただきまして、あちら側の例えば説明会にも出席させていただいてお話をさせていただくとか、あるいは私どもの研修会にも来ていただくというような形で、積極的な交流も行っておりますし、成果を上げていきたいと、このように思っております。

今の地域貢献というコンセプトは、もちろん国有財産だけではなくて、財務局が所掌します全ての業務にわたって第一に考えてやっていかなければいけない根底にあるものと考えておりますので、今後ともきめ細かに情報の受信、発信を行って、北海道の地域の発展に貢献してまいりたいと思っておりますので、どうか引き続きご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

3. 委員及び事務局職員紹介

●佐々木管財総括課長 議事に入ります前に、今回は委員改選後、最初の審議会でございますので、僭越ではございますが、私の方から委員の皆様方をご紹介させていただきたいと存じます。

最初に、新たにご就任いただきました4名の委員の皆様を五十音順にご紹介いたします。北海道旅客鉄道株式会社代表取締役社長の小池明夫委員でございます。

(小池でございます。よろしくお願いいたします。)

一般社団法人北海道建設業協会理事の中山 茂委員でございます。

(中山でございます。よろしくお願いいたします。)

社会福祉法人札幌光陽会理事の浜田美奈子委員でございます。

(よろしくお願いいたします。)

次に、不動産鑑定士の宮達隆行委員でございます。

(宮達といいます。よろしくお願いいたします。)

続きまして、引き続き委員にご就任いただきました5名の委員の皆様をご紹介いたします。

株式会社キューブコーポレーション代表取締役の河野明美委員でございます。

(河野でございます。よろしくお願いいたします。)

北海道電力株式会社相談役の近藤龍夫委員でございます。

(近藤でございます。よろしくお願いいたします。)

国立大学法人北海道大学大学院工学研究員准教授の坂井 文委員でございます。

(坂井でございます。よろしくお願いいたします。)

株式会社北海道銀行取締役頭取の堰八義博委員でございます。

(堰八でございます。よろしく願いいたします。)

丸山環境教育事務所代表の丸山博子委員でございます。

(丸山でございます。どうぞよろしく願いいたします。)

また、弁護士の万字香苗委員は、ご出席の予定でございましたが、先ほど急用のためご欠席との電話連絡がございました。

なお、このほかに国立大学法人北海道大学理事・副学長 三上 隆委員、株式会社北海道新聞取締役経営企画局長 三好則男委員、株式会社北洋銀行代表取締役会長 横内龍三委員にご就任いただいておりますが、本日はご都合によりご欠席でございます。

続きまして、本日出席しております当局の職員をご紹介します。

管財部長の谷澤でございます。

(管財部長の谷澤でございます。よろしく願いいたします。)

管財部次長の沖田でございます。

(沖田です。よろしく願いします。)

以上でございます。

4. 会長選出

●佐々木管財総括課長 続きまして、今回は委任改選後、初めての審議会でございますので、新しく会長をご選任願うこととなります。

会長は、国有財産法施行令第6条の5の規定によりまして、委員の方々の中から互選により選出されることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

どなたかご提案ございませんでしょうか。

近藤委員、よろしく願いいたします。

●近藤委員 私といたしましては、引き続き堰八委員をご推薦申し上げたいと存じます。

以上でございます。

●佐々木管財総括課長 ただいま近藤委員からご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようでございますので、堰八委員に当審議会の会長をお願いしたいと存じます。

それでは、堰八委員には会長席の方へお移りいただき、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

5. 会長挨拶

●堰八会長　ただいま皆様から選任いただきまして、当審議会の会長を務めさせていただくことになりました堰八でございます。

もとより微力ではございますので、皆様方の絶大なるご協力を賜りながら、役割を果たしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

国有財産は、国民共有の財産でございます。社会的な関心も高く、その利用にあたりましては有効かつ効率的な活用を図るとともに、不用となりました財産につきましては、適切な処理が要請されているところでございます。この点も踏まえまして、皆様方のご協力をいただきながら、当審議会の円滑な運営を図ってまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

6. 会長代理指名

●堰八会長　議事に入ります前に、国有財産法施行令第6条の5によりまして、私に事故がありました場合の会長代理ということで、あらかじめ会長がこれを指名するという規定になっておりますので、これに基づきまして指名をさせていただきたいと思っておりますが、会長代理には、私としましては、小池委員をお願いしたいと思っております。

小池委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●小池委員　はい。

●佐々木管財総括課長　これより議事に入りますので、恐れ入りますが、報道関係の方はご退席いただきますようお願いいたします。

7. 諮問事項審議

●堰八会長　それでは早速、諮問事項の審議に入らせていただきます。

初めに、事務局から諮問事項の説明をお願いいたします。

なお、議事につきましては、原則公開となっております。

それでは、事務局よりよろしくお願い致します。

●谷澤管財部長　改めまして、管財部長の谷澤でございます。よろしくお願い致します。

お手元にも資料を配付させていただいておりますが、スライドを見ていただいた方が分かりやすいかと思っておりますので、どうぞスライドの方をご覧くださいようお願いいたします。

それでは、諮問事項につきましてご説明いたします。

諮問事項は、「小平町に所在する一般会計所属普通財産を、小平町に対し公園敷地として時価売払及び無償貸付することについて」でございます。

初めに、対象財産の概要につきましてご説明いたします。

まず、対象財産の所在は、留萌郡小平町字小平町470番8、同番9及び同番10の3筆の土地でございます。

区分は土地で、数量は3筆合計で1万2,745.93平方メートルとなっております。

対象財産の位置でございますが、画面の左下の図にございますように、小平町役場の北方約1.5キロメートルに位置しております。周辺は、総合交流ターミナル施設の「ゆったりかん」、都市農村交流施設の「夕遊創」、B&G海洋センター、国際パークゴルフ場などの公共施設が近接しております。

現況につきましては、航空写真をご覧ください。

対象財産は、赤い線で囲った部分でございますが、一部に法面がございます未利用の土地となっております。

次に、この財産の沿革につきましてご説明いたします。

画面の左上から右下にかけて、現在の国道232号線がございます。国道を管理する北海道開発局留萌開発建設部が平成15年12月に、トンネルの付け替えに伴い国道の切り替え工事を行ったことにより、不用となった旧国道敷地が画面の赤い線で囲った部分でございます。この赤い線の内側に、黄色線で囲った部分は、小平町が旧国道を町道として引き続き利用することから、道路法の規定に基づきまして、平成17年3月23日付で国土交通省から小平町へ譲与されております。

赤い線で囲った部分は、国有財産法の規定に基づき、平成24年8月9日付で国土交通省から財務省が引き継ぎを受けまして、現在、私どもが管理している財産でございます。そのうち、赤で着色した部分が今回の対象財産になります。

次に、対象財産の利用計画につきましてご説明いたします。

小平町では、平成20年度から29年度の10年間を目標年度といたしました「小平町新総合計画」を策定しておりまして、将来のまちづくりの目標や方向性が示されております。

新総合計画には、5つの基本計画がございまして、更に基本計画ごとに実施計画、それに基づく具体的な施策が定められております。

今回の公園整備事業につきましては、基本計画では「安全で快適なまちづくり」、実施計画では「快適な環境づくり」、更に具体的な施策では「公園・緑地・景観・文化環境の整備」に該当しており、公園整備を実現するものでございます。

次に、利用計画図をご覧ください。

黄色い線で囲った部分が公園区域となっております。

公園の全体の面積は約4ヘクタール、そのうち国有地が1.2ヘクタール、残りの2.8ヘクタールが町有地となっております。

基本的には、緑地をメインといたしまして、中央部にはエントランス広場、駐車場及び園路などを設置する整備計画となっております。

また、本地周辺は日本海に面しておりますので、夕日がきれいに見えるスポットでもございますことから、北側に展望スペースも設置する計画となっております。

先ほどもご説明いたしました、本地の周辺には、総合交流ターミナル施設の「ゆったりかん」などの公共施設が近接しておりますので、これらの公共施設と一体的に利用できる公園を今回整備する計画となっております。

また、このような利用計画図に対象財産を重ねますと、スライドの画面のような形になります。

次に、当局の処理方針につきましてご説明いたします。

相手方は小平町で、利用計画は公園でございます。

処理区分は、対象面積1万2,745.93平方メートルの3分の1の面積4,249.11平方メートルを時価売払とし、残りの3分の2の面積8,496.82平方メートルを無償貸付するというものです。

時価売払と無償貸付の二つに分かれております理由でございますが、地方公共団体が国から公園敷地を取得する場合には、国有財産法に優遇措置が設けられており、無償貸付を行うことができます。しかしながら、国の財政事情が厳しくなってきたなどの事情もございまして、昭和47年からは、全て無償ではなく、一定割合については時価売払することとなったものでございます。

契約方式は随意契約で、契約根拠は、画面の(5)に記載しております会計法令等を適用いたしまして、小平町へ処理するものでございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

本審議会でご答申をいただければ、平成25年3月に時価売払及び無償貸付の契約を締結したいと考えております。その後、平成25年9月から本体工事に着手し、平成29年4月に供用開始を予定しております。

以上、簡単ではございますが、諮問事項の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

●堰八会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問事項に関する説明につきまして、委員の皆様から何かご質問あるいはご意見等お伺いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

宮達さん、何かございませんでしょうか。

●宮達委員 売払いに関しましては、土地利用も市町村の計画に沿っておるようですし、それから、使われなくなった国道の跡地の有効利用という意味では、小平町のこの地域の状況からいいますと、最も適切な利用の方法になるんだらうと思われまます。従いまして、この諮問に関しては、特に私は異議はございません。

●堰八会長 ありがとうございます。

そのほか、皆さんございますか。よろしいでしょうか。

特にそれ以外ございませんようですので、本件は諮問のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご異議がないようですので、本件につきましては、諮問のとおり決定をさせていただきます。

なお、本件諮問に対します答申書でございますが、後ほど北海道財務局長に対しましてお渡しすることといたします。

また、審議の結果の記者発表につきましては、事務局の方に一任して行うことでご了解いただきたいと存じます。

8. 報告事項

●堰八会長 それでは、以上で諮問事項の審議を終わりました、続きまして報告事項に移らせていただきます。

議事次第にございます報告事項の「社会福祉事業の管理処分について」、事務局の方から説明をお願いいたします。

●谷澤管財部長 それでは、二つございますが、そのうち報告事項の1についてご説明をいたします。

かつて国有財産行政は、国の厳しい財政事情に貢献するため、財産の処分を円滑に行いまして、売却収入を上げ、もって国の歳入に寄与するということが第一の目的にしております。

ところが、22年6月にこの方針の転換が行われておりまして、全国どこでも深刻な問題になっております介護、子育て等の問題に対しまして、国有財産の管理処分を通じまして寄与し、地域社会に貢献していこうとの方針が新たに示されております。

スライドの画面をご覧ください。これは、前回の審議会におきましてもご説明させてい

ただきましたものでございますが、上の囲みに「地域や社会ニーズに対応して国有財産の有効活用を図っていく」とございます。

そして、具体的には、左側の項目欄の（１）に「人々の安心につながる分野」が示されておりまして、そのすぐ右に「保育所、介護施設、障害者福祉施設等の事業について、地方公共団体等の事業者が施設整備等を行う場合に、定期借地権を利用した未利用国有地の貸付等を実施する」とされておりまして。更にその右の「国有財産行政の新展開」の「未利用国有地の管理処分の多様化」にございますように、「原則売却優先の管理処分方針を見直し、売却に加えて、定期借地権を利用し新規貸付」することにも道が開かれました。

私ども財務局といたしましては、前回の審議会以降、引き続きこの画面の（３）にございます「地域との連携強化」にございますように、「未利用国有地等の情報について早期・積極的な提供」を鋭意実施してまいったところです。

その結果、現在、札幌市内で２件、旭川市におきまして１件、国有地を活用して介護施設を整備する案件が進展中ございました。

社会福祉法人への処分にあたりましては、地方公共団体による事業者決定、いわゆる認可を必要とするという特殊事情がございますので、札幌市による特別養護老人ホームの事業者公募をもとに、簡単にご説明させていただきます。

札幌市は、今後、高齢化の進展に伴い、要介護等認定者数が増え、平成２６年度には約８万９、０００人になると見込んでおります。これに伴い、介護サービスの利用者数は増加していくことが予想され、施設・居住系サービスの利用者数は、平成２６年度には１万８、５００人を超えると見込まれています。こうした状況を踏まえまして、札幌市は、特別養護老人ホームにつきましては、平成２４年度から２６年度までの３カ年に毎年３カ所、１カ所当たり８０人、計２４０人が入居できる施設を整備していく計画でございます。

平成２５年度におきます札幌市の特別養護老人ホームの募集スケジュールでございますが、開設を希望する事業者は、具体的な計画を策定し、９月２８日までに計画本書を札幌市に提出します。この計画をもとに、１２月から札幌市社会福祉施設等施設整備審査会が審査を行いまして、２５年２月上旬に事業者が決定いたします。決定を受けた事業者は、直ちに事業実施に向けて動き出し、７月に着工、２６年６月に竣工、そして２６年７月には施設が開設されます。

今回の応募の状況につきましては、９月２８日の期限までに１５事業者から計画本書が提出されています。そのうち国有地を活用した計画が２件ございまして、１件は国有地を購入、他の１件は定期借地権を利用する計画でございます。

なお、旭川市におきましても、諮問の基準には該当いたしません。定員８０人で１施設の公募を行っておりまして、国有地の購入を計画している１事業者を含めまして、計７

事業者から応募がございました。

ただ、旭川の場合は、札幌に比べまして、事業者決定までの期間が大変短く、計画書の提出期限が9月14日、10月から審査が行われ、実は昨日11月29日に既に事業者の決定がなされたところでございます。残念ながら、国有地の利用予定の事業者は、この事業者決定を受けることができませんでした。

次に、札幌市の2件につきまして、ご説明いたします。

1件目は、「社会福祉法人A」に対して、札幌市の事業者決定を受けた場合には、定期借地権を活用して、期間50年の時価貸付をしようとするものでございます。

なお、この「社会福祉法人A」につきましては、現在、法人格がございませんでして、来年2月の事業者決定を受けることができれば、その後、法人格を得られるものでございますので、仮称とさせていただきます。

対象財産の所在は、札幌市中央区南17条西16丁目20番、数量は2,431.52平方メートルでございます。

対象財産は、JR札幌駅の南西約3.5キロメートルに位置しております。

次の航空写真でございますが、対象財産は赤い線で囲った部分でございます。現況は北側と東側で市道に接する平坦な未利用の土地となっております。周辺は、市立伏見小学校、中高層の共同住宅のほか、戸建住宅が混在しております。

この財産は、北海道開発局の職員住宅でございましたが、平成20年にその用途が廃止され、24年3月に当局に引き継がれたものでございます。

利用計画図でございます。

敷地の南側に介護施設を建設し、北側及び東側の二方向から車両を出入りさせ、併せて駐車場の北側に設置する計画となっております。

施設は、6階建て、延べ4,854平方メートルを予定しております。

続きまして、2件目は、「社会福祉法人B」に対しまして、札幌市の事業者決定を受けた場合に時価売払いしようとするものでございます。

対象財産の所在は、札幌市西区八軒5条西8丁目95番35で、数量は2万2,483.89平方メートルの一部、5,913.45平方メートルとなっております。

対象財産は、JR札幌駅の北西約4.5キロメートルに位置しております。

航空写真でございますが、緑の線で囲った部分が当局所管の普通財産の全体でございます。道道下手稲通と市道新琴似通に接しております。

対象財産は、その南西部分の赤い線で囲った部分でございます。新琴似通にのみに接し、現況は平坦な未利用の土地となっております。周辺は、隣接する農試公園、税務大学校札幌研修所のほか、戸建住宅が所在しております。

緑の線で囲った部分は、税務大学校のグラウンド敷地でしたが、その用途を廃止し、24年3月に当局に引き継がれたものでございます。

利用計画図でございますが、敷地の形状や接道の状況を踏まえまして、北西側の新琴似通からのみ車両を出入りさせ、北東側、南東側に駐車場を設ける計画となっております。

施設は、3階建て、延べ5,249平方メートルを予定しております。

なお、本件は、未利用財産を分割して処分いたしますので、不動産業者への意見照会も行い、残った国有地への影響を極力少なくする分割方法をとりました。このため、残されました財産は、引き続き下手稲通と新琴似通の両方に接し、一体利用による場合には、ディベロッパー向けの戸建住宅や商業施設の敷地、あるいはマンション敷地としての利用が可能です。

次に、この2件を諮問いたさず報告事項とさせていただきました理由についてご説明いたします。

財務局長が定めました当審議会の付議基準におきましては、基本的に面積によって基準が設けられており、札幌市の場合には、面積2,000平方メートル以上が対象となっております。従いまして、この面積基準だけによりますと、札幌市の2件は該当いたしますので、当初、私どもといたしましても、これらを諮問するという方向で検討いたしました。しかしながら、実際に検討を始めてみますと、いろいろ問題が出てまいったわけでございます。

まず、審議会の開催時期でございますが、先ほどご案内申し上げました札幌市の来年2月の事業者決定の前か後かという問題がございます。

事業者決定の後に審議会に諮問した場合でございますが、市は事業者決定を受けた者に26年7月に確実に施設を開設することを求めており、事業者や事業計画の変更を認めておりません。従いまして、万が一、諮問事項が否決されることがあれば、市が本来3つ計画しておりました施設が、2つしか開設できないなどの問題が生じまして、市の福祉行政に支障を来します。

そこで、事業者決定の前に諮問しようと考えましたが、次の3点の問題が出てまいりました。

まず、先ほども申し上げましたが、3カ所の施設に対し15の事業者の応募があったということでございます。当審議会から「適当である」旨のご答申をいただきましても、札幌市が事業者決定をしなければ、答申どおりの処分はできませんので答申が実現しないというおそれもございます。

2点目は、審議会におきます議論が、市の行政と重なってくるのではないかとということでございます。当審議会に諮問すれば、当然のことながら、当該事業の必要性、緊急性、

実現性や利用計画の妥当性などが、議論されるであろうと思います。建築・都市関係法令との適合性、事業者の適法性といった点にも、議論が及ぼうかと思います。

しかし、これらは札幌市が事業者決定を行うため自らの権限で審査を行っているものでございますので、それを当審議会で改めて議論していただく意義は一体何なのかという問題が生じます。

そこで、札幌市の行政と重ならないように議題を限定させていただきまして、「この国有地を介護施設の整備のために提供することがいいのかどうか」、この1点に絞ればいいのではないかと考えました。

この議題は、実は二つの要素を含んでおります。

一つは、「周辺の介護施設の整備状況から見て、この場所に介護施設をつくるのが適切かどうか」という問題でございます。これは、もちろん市が審査いたします。

そうではなくて、もう一つ、「地域の情勢から見て、この国有地を介護のために使うのではなくて、公園等他の公共的な目的のために使うべきではないか」という点でございます。まさにこれこそが当審議会におきまして議論していただくべきことであると思惟しました。

ところが、国有地の処分にあたりましては、「公用・公共用利用優先の原則」がございます。即ち、国が必要でなくなった財産は、まず地方公共団体に優先的に利用していただき、そのニーズがなければ、次に他の社会福祉法人等の公益性を有する者に利用していただくという順がございます。

本件の土地につきましても、財務局から道及び札幌市に対しまして、公園などの公共用の取得要望がない旨を既に確認しております。従いまして、当審議会から「他の公共の用に供すべき」というご答申をいただいたとしても、その実現可能性はほとんどないという状況でございます。

これらの理由などによりまして、今回のような地方公共団体の事業者決定を受ける事案につきましても、先ほどの審議会付議基準2のハの「財務局長が当該事案の内容等から見て付議を要しないと認める場合」に該当すると判断いたしまして、財務局長の責任におきまして、諮問はいたさず、報告にとどめようと考えたものでございます。

今後、公募により事業者決定を受ける案件が出てまいれば、国有地の有効活用事例として、基本的には、事後に審議会にご報告させていただこうと考えております。

以上が、報告事項の1で予定しておりました説明でございますが、実は、先日、国家公務員宿舎の削減計画が公表され報道もなされておりますので、少しだけご説明させていただきます。

スライドの上の枠内でございますが、これは既に昨年12月に公表されました「国家公

務員宿舎削減計画」の説明でございます。

この中におきまして、宿舎戸数の削減につきましては、「今後5年間を目途に、宿舎戸数21.8万戸から、必要戸数の16.3万戸まで、5.6万戸、25.5%程度の削減を行う」とされましたが、この削減戸数を実現するために、具体的にどこの宿舎を廃止するのかという点が決まっておりませんでした。

そこで、資料の下の枠内でございますが、今般、各省庁との調整を終え、具体的な廃止宿舎を特定いたしまして、全国1万684住宅のうち、ほぼ半数に当たります5,046住宅を廃止することにいたしましたものでございます。このうち、北海道の分といたしましては、全体で901住宅でございますが、このうち463住宅は廃止することになっております。

この廃止宿舎につきましては、今後は入居者の退去や入れ替えを行い、当局への引き継ぎを受け、基本的には平成28年度末までに処分していくこととなります。これらの宿舎は、比較的都市中心部に所在するものも多く、跡地を地方公共団体や民間でご活用いただくことにより、地域に貢献いたしますとともに、売却収入等を上げまして、東日本大震災の復興財源にも寄与してまいり所存でございます。

また、上の枠に戻りますが、昨年12月の段階で、宿舎使用料につきましては、「宿舎の建設・維持管理等に係る歳出に概ね見合う水準にまで引き上げを行う」とされておりました。

今般、引き上げるべき水準につきましては、具体的な算定作業を行いまして、下の枠でございますが、概ね2倍程度まで引き上げるようになったものでございます。

なお、その時期につきましては、今回の引き上げが過去に例のない規模のものであり、現在、国家公務員の給与が概ね1割程度減額支給されているという事情も斟酌し、これが終了いたします26年4月から段階的に引き上げを実施することとされております。

以上をもちまして、報告事項1のご説明を終わらせていただきます。

●堰八会長 ありがとうございます。

それでは、今事務局から説明があったように、市の政策プロジェクトに関連して、国有財産を利用して、その応募をしたいという案件で、面積基準でいくと、本来であれば諮問事項になるものを、今、説明があったような様々な不都合がございますので、例外規定に基づき財務局長の判断によりこれを進めるとの報告でございますが、本件につきまして皆様の方からご質問やご意見を賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

●宮達委員 今のご説明をお聞きしますと、これから先に出てくる、今回は2件ですが、国有財産の売却で、宿舎がまた売却されるというお話がありましたけれども、これから先現れるこの売却対象物件について、公共団体の要するに公園とかに使う要望がなければ、

次に社会福祉法人という対象が決まっているようにお聞きしましたがけれども、その場合は、全て審議にかけられずに、後で報告されるということになるのでしょうか。

●堰八会長 事務局、お願いいたします。

●谷澤管財部長 基本的には、市の事業者決定を受ける者につきましては、先ほどご説明いたしましたような事情がございますので、事後報告という取り扱いにさせていただきたいと思っております。

ですが、札幌市中心部に所在する一等地、例えば大通の近くであるとか、札幌駅に歩いて行けるところであるとか、そういった市民の関心の高い土地、あるいは商業地であり、有効活用の大きい土地、そういったものには、やはり地域住民の関心が集まろうかと思えますので、基本的にはこの審議会に諮問させていただくのが適当である、というふうに私どもは考えております。

●堰八会長 どうぞ。

●近藤委員 お話伺いますと、どちらかという手続きに関する問題という感じで、この2のハの適用というふうに聞こえるような感じもするんですね。そういったことからしまして、ほかの地域ではどんな扱いになっているのか、この2のハの適用を、このように手続き上の合理化を図るという観点での利用の仕方というのは、ほかでもされているんですか。

●堰八会長 お願いします。

●谷澤管財部長 ほかの財務局でどのようにやっているのかということでございますが、実際の施設開設にまで至っている案件というのは、多くは大都市に集まっておりまして、具体的には関東財務局、それから東海財務局といったところに集中いたしております。

関東財務局は、諮問の基準が私どもと少々違いまして、面積基準が大変大きくなっております。でありますので、面積基準に合致するものがあまり出てきておりませんが、面積を超えるものが出てきた場合には諮問すると聞いております。

ただ、少々事情がございますが、関東財務局は、まず本来の諮問に付すべきような地方公共団体、例えば公園等で譲渡するような、案件の数が大変多うございまして、年に2、3回審議会が開かれております。ところが、札幌の場合は、そういう案件がほとんどございませぬので、関東と同じように考える訳にはいかないと思ったわけでございます。

一方、名古屋の事例でございますが、札幌市と異なり、認可に当たり国有地を取得することを条件にしておりますので、東海財務局におきましては、認可後に審議会を開いているような実情でございます。

●堰八会長 よろしいでしょうか。

●近藤委員 実態は分かりました。いろいろご苦労なさっているということは分かりま

した。

●堰八会長　ほかございますか。

私の方からちょっといいですか。確認ですが、今、事務局から説明があった、仮にその区画が札幌市の大通界限とか札幌駅周辺の市民の関心の高いところであれば、諮問するというのも考えたいとご説明ありましたが、それは、今回のように社会福祉施設に供用するための場合であろうと思います。札幌駅とか大通の場合は、社会福祉施設以外であっても、2,000平方メートル以上の場合は、審議会に諮問するという理解でよろしいですね。

●谷澤管財部長　基本的にはそのように考えております。地域社会の注目を浴びる財産であれば、相手が社会福祉法人であろうとなかろうと諮問にかけていく方向で、私どもは検討していくことになると思います。

●堰八会長　坂井委員、いかがですか。

●坂井委員　この札幌市における介護保険施設等の整備目標ということで、26年までに3件ずつということですがけれども、その間は、今日ご提案があったような方法で、報告ということですがけれども、市は27年度以降もその方法を続けていくのか、もしくはそのときはそのときにまた考えるのかということをお聞かせください。

●谷澤管財部長　市の計画が具体的に決まっておりますのは、とりあえず26年度まででございます、27年度以降は、今後の高齢化の進展の度合い、その中で居住系サービスを必要とされる方々の人数の動向、そういったものを踏まえながら、札幌市は検討していき、今後、計画が具体化してくるものと思っております。

●坂井委員　ありがとうございました。

●堰八会長　ほかにいかがでしょうか。

ご質問、ご意見等ございませんか。よろしいですか。

それでは、ご意見がないようですので、次の報告事項でございます「庁舎等の使用調整」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

●沖田管財部次長　管財部次長の沖田でございます。

それでは、私の方から報告事項2ということで、「庁舎等の使用調整」につきましてご説明いたします。

お手元の配付資料と同じものをスライドにご用意しておりますので、併せてご覧ください。

まず、使用調整とは何かということでございます。

1ページになりますが、一言で申し上げるならば、「庁舎等の効率的な使用の推進のため」「庁舎の空きスペースについて省庁横断的な入替調整を行う」ということございま

す。

この使用調整を行うねらいとしましては、下に書いてございますように、借受庁舎の解消を行うことによりまして、借受費用を縮減いたします、また、単独庁舎等を集約化することによりまして、売却可能財産を創出します、あるいは、庁舎等の分散解消や新規需要に応じていきます。その他、既存庁舎を有効活用することによりまして、例えば新設する場合には、その新設の規模を縮小していくと、そういったこととございます。即ち、財政への貢献や行政組織の効率的な運営に資するということを目的に実施しているものでございます。

では、前回報告というのは、2回前なんです、第86回の平成22年2月に開催しました際に報告した以降、使用調整を行いました事案3事案につきまして、概略ご説明をいたします。

一つ目は、函館港湾合同庁舎でございます。資料2ページになります。

中段の点線内でございますが、所在地は函館市海岸町192、建物は昭和43年築、地上5階建ての延べ面積9,623平方メートルで、使用官署は函館税関など8官署でございます。

このうち、アンダーラインを付けておりますが、「函館運輸支局」、ここはいわゆる海事といいますか、海運といいますか、それを所掌する部門がございまして、昨年5月に支局の統合を行うということで、市内別地、上に矢印が行っていますけれども、函館市西桔梗町ですね。ここにはいわゆる陸運の本体があるといいますか、本庁舎がございまして、そちらへ海事部門が移転するということになりました。その結果、470平方メートルの空きスペースがこの港湾合庁の中で生じたということとございます。

この空きスペースにつきまして、調整を行いました。その結果、幾つかの単独庁舎があるんですが、ただ、必要とする面積がこの空きスペースを大きく上回っていたりというようなことがございまして、あるいは地域性でなかなか動けないというようなこともございますので、そういった理由から新たに入居させる官署はございませんでした。

ただ、一方で、この合同庁舎に入っております函館税関であります、事務室・倉庫スペースが相当不足しているということでございまして、業務に支障を来さないようにということで、函館税関の方に使用させるということにしたものでございます。

一部、下に調整未了ということで、130平方メートルございますが、これはまた今後調整させていただきたいと思っております。

二つ目でございますが、釧路地方合同庁舎でございます。

同じように、中段の点線内でございますが、所在地は釧路市幸町10丁目3番外、建物は平成12年築、地上9階建て・地下1階の延べ面積2万5,351平方メートルで、使

用官署は釧路開発建設部など7官署でございます。

アンダーラインを付した「釧路地方法務局」がございます。ここにつきましては、同法務局内に設置されておりましたバックアップセンターがございまして、これが昨年3月に廃止されました。それによりまして、約560平方メートルのスペースが生じております。

このスペースにつきまして調整を行いましたが、これは北海道農政事務所の関係になりますが、昨年9月に組織改編がございまして、地域組織である中標津統計・情報センターが、この釧路地域にある釧路地域センターに統合されることになりました。ただ、現在釧路地域センターが入っておりますのは、釧路の港湾合庁になりますが、そこでは全職員の受け入れが困難でございましたので、一部機能を残しまして、この釧路合庁の方へ全職員を受け入れて移転・集約したということでございます。釧路地域センターは、本年4月から使用を開始しております。

この結果、今申し上げました中標津統計・情報センターの跡地がございます。ここは、1,575平方メートルございますが、これが売却可能財産ということで創出されたという事例でございます。

最後、三つ目になりますが、根室地方合同庁舎でございます。

同様に中段の点線内でございますが、所在地は根室市弥栄町1丁目18、建物は平成6年築、地上5階建ての延べ面積4,149平方メートルで、使用官署は根室税務署ほか4官署でございます。

同様にアンダーラインを引いておりますが、入居官署のうち「札幌管区気象台根室特別地域気象観測所」、これにつきましては、機械化によりまして無人化となりました。その結果、機械化に必要な部分28平方メートルだけを残して、残る740平方メートル、これが退去といえますか、空きスペースとして生じたということでございます。

これにつきましては、近隣というか、実際は向かいなんですけれども、根室公共職業安定所がございます。これが昭和43年築で、相当老朽化しておりますものですから、この安定所をこの合同庁舎へ移転させるということでございます。この移転につきましては、現在入居をするスペースの模様替え工事の発注を予定しておりまして、今年度内には工事を終えるということでございますので、それを終えて以降、25年度には入居されるということでございます。

併せまして、跡地としまして1,652平方メートルがございますので、これは売却可能財産ということで創出されるという内容でございます。

使用調整の状況につきましては、以上でございます。

●堰八会長 ありがとうございました。

それでは、以上につきまして、皆様の方からご質問やご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

なければ、以上で報告事項の報告を終わります。

9. 財務局長謝辞

●堰八会長　それでは、最後に財務局長より、再度お話をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

●吉田財務局長　本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

ご答申いただきました諮問事項につきましては、ご答申に沿って適正に処理してまいりたいと思います。

また、近年、国有財産に対する社会の関心がますます高くなっております。貴重な財産である国有財産について、従来にも増して適切に管理、処分に努めてまいります。引き続きよろしくお願いしたいと思います。

特に先ほどご説明しましたように、都市部で宿舎の跡地がかなり出てくるということでございますので、我々の方も対象の地方公共団体と十分連絡を取り合って、まちづくりにそれが生かせるように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

●堰八会長　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会の議事は終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたりましてご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

なお、本日の議事録につきましては、事前に委員の皆様方にご確認をいただきまして、北海道財務局のホームページに公開することになっておりますので、この件につきましてもご了承いただきたく思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

10. 閉会

●佐々木管財総括課長　堰八会長、ありがとうございました。

これをもちまして、第88回国有財産北海道地方審議会を閉会とさせていただきますが、最後に1点お願いがございます。

本日お配りした資料につきましては、札幌市が報告事項1の社会福祉法人の審査中でございます。そちらの方については、公開がされておられませんので、法人の情報等について

は、対外非公表ということにさせていただいている資料もございますので、委員の皆様限りということで、よろしく願いいたしたいと思います。

本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。